

町民課の窓口業務が延長されます

3月下旬から4月上旬にかけて、転入・転出などの住民異動や証明書の請求、国民健康保険の届出などが多くなります。

住民の皆様の利便性を考慮し、異動時期にあわせ戸籍保険係の窓口業務の時間延長を実施いたします。

※ 窓口の延長業務は【本庁のみ】となります。

記

延長期間 平成28年3月22日(火)～4月1日(金)

土・日を除く(9日間)

延長時間 午後5時15分～午後7時00分

- 業務内容
- 転入・転居・転出届
 - 戸籍・住民票等の証明書の交付
 - 印鑑登録・印鑑登録証明書の交付
 - 戸籍に関する届出
 - 国民健康保険及び国民年金の加入・離脱
 - 後期高齢者医療制度の加入・離脱

—正確な住民記録にご協力をお願いします—

■住民異動に関する届出について■

皆様の住所・世帯構成などの居住関係を記録および証明する住民基本台帳は選挙・印鑑登録・国民健康保険・国民年金・就学などの基礎となるものです。

正確な住民基本台帳の記録を保持するため、住民異動などの変更が生じた場合は、必ず届出期間内に届出を行っていただきますようお願いいたします。

◎届出に必要なもの

住民異動などの届出一覧表

こんなとき	届出の種類	届出に必要なもの	届出期間
町外から住所を移されるとき	転入届	<ul style="list-style-type: none"> ●届出人の印鑑及び本人確認書類 ●転出証明書（前住所地で発行されたもの） ●国民健康保険に加入する方は保険証 （同一世帯の方が国民健康保険に加入している場合） ●後期高齢者医療制度に加入していた方は負担区分等証明書（前住所地で発行されたもの） ●前住所地で要介護認定を受けていた方は受給資格証明書 	転入した日から 14日以内
町外に住所を移されるとき	転出届	<ul style="list-style-type: none"> ●届出人の印鑑及び本人確認書類 ●印鑑登録手帳（登録している方のみ） ●国民健康保険に加入している方は保険証 ●後期高齢者医療制度に加入している方は保険証 ●65歳以上の方及び40歳から65歳未満で介護サービスを受けている方は介護保険証 	住所を異動する前 14日以内及び 転出した日から 14日以内
町内で住所を変更されたとき	転居届	<ul style="list-style-type: none"> ●届出人の印鑑及び本人確認書類 ●国民健康保険に加入している方は保険証 ●後期高齢者医療制度に加入している方は保険証 ●65歳以上の方及び40歳から65歳未満で介護サービスを受けている方は介護保険証 	転居した日から 14日以内
世帯に変更があったとき	世帯変更届	<ul style="list-style-type: none"> ●届出人の印鑑及び本人確認書類 ●国民健康保険に加入している方は保険証 	変更があった日から 14日以内

■同一世帯員以外が届出を行う場合は本人又は世帯主からの委任状が必要です。

■転入・転居される方は通知カードまたは個人番号カードを必ず持参ください（カード裏面へ住所変更を記入します）

その他届出、ご不明な点がありましたら問い合わせください。

問い合わせ先 下郷町役場 町民課 戸籍保険係

電話 0241-69-1133

F A X 0241-69-1134

メールアドレス madoguchi_01@town.shimogo.fukushima.jp

—住民票・戸籍等を請求する際にも本人確認書類の提示が必要です—

□■本人確認書類について■□

運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード（顔写真付）、個人番号カード（顔写真付）、身体障がい者手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、国もしくは地方公共団体の機関が発行した身分証明書（顔写真付）より1つ

上記をお持ちでない方は、下記の中より2つ組み合わせのうえご提示下さい。

健康保険証、後期高齢者医療保険証、共済組合員証、介護保険証、年金手帳、年金証書、恩給証書、住民基本台帳カード（顔写真無）、印鑑及びその印鑑に係る印鑑登録証明書等